

沿岸広域振興局長告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成25年11月8日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0361190028	有限会社藤倉建設	フジクラ訪問看護リハビリ ステーション	釜石市栗林町第22地割14 番地5	平成25年11月7日